

公立大学法人長野県立大学評価委員会条例（平成29年長野県条例第37号）

平成29年7月18日公布

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定により、公立大学法人長野県立大学評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員）

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 （略）